

環境と調和のとれた農業生産活動規範について

16 生産第 8377 号

平成 17 年 3 月 31 日

農林水産省生産局長通知

食料・農業・農村基本計画（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定。以下「基本計画」という。）においては、「環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換することを推進」するとの考え方の下、「農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、平成 17 年度より可能なものから、その規範を実践する農業者に対して各種支援策を講じていくこととする（クロス・コンプライアンス）」との方針が定められたところである。

この「規範」について、昨年 10 月から、環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会、食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会において、策定の考え方、環境との調和のための基本的な取組の内容等について有識者からの意見を聴くなどして検討を行ってきたところ、今般、別紙のとおり、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」を策定し、その普及・推進を図ることとしたので、御了知ありたい。…（略）…

なお、同規範については、農業者に広く実践を期待するものであるとともに、地域の状況に応じた推進が望ましいことから、都道府県等が主体的、積極的にその活用、普及・推進に当たることが有意義である旨…（略）…十分周知していただくよう申し添える。

（別紙）

1 環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）の策定と普及について

（１）農業環境規範の策定

基本計画の第 3 の 2 の（８）のアに示される規範は、別添 1 の「環境と調和のとれた農業生産活動規範」（以下「農業環境規範」という。）のとおりとする。

（２）農業環境規範に基づく点検の実施

農業環境規範においては、環境との調和のための基本的な取組の実行状況について農業者自らが点検を行うこととしている。当該点検は、以下の方法により行うこととし、点検の結果、実行が十分でない点等が明らかになった場合はその改善に努めることが重要である。

ア 点検は、別記様式又は都道府県等が定めるこれと同等以上の内容を含む様式（以下「点検シート」という。）を用い、点検シートに記載された方法により行う。

イ 作物の生産を行う農業者は農業環境規範のうち「Ⅰ 作物の生産」に係る項目、

家畜の飼養・生産を行う農業者は「Ⅱ 家畜の飼養・生産」に係る項目、両方に該当する農業者はその両方について点検を行う。

ウ 点検シートは求めに応じて提示できるものとして作成し、具体的な取組内容が簡潔に説明できるよう努める。

(3) 事業等への関連付けを通じた農業環境規範の普及

基本計画を踏まえ、農林水産省が実施する各種の補助金、交付金、資金、制度等（以下「事業等」という。）は、農業環境規範を実践する農業者に対して講じていくことを基本とし、その推進を図ることとする。

農業環境規範は、農業者自らがその生産活動の点検を行うものとしている。事業等への関連付けの具体的方法については、事業等の実施のための要綱、要領等の定めるところにより、

ア 事業等の受益に係る農業者が行う手続を定めるときは、当該農業者が、事業等への参加等の手続を行う際に、(2)の方法により点検を実施した結果を記載し、署名（又は記名押印）を付した点検シートの写しを手続の窓口に提出する

イ 事業等の実施主体が行う手続を定めるときは、当該実施主体が、事業等の受益に係る農業者からアと同様の方法により点検シートの写しの提出を受け、当該農業者が農業環境規範に基づく点検を実施したことを確認する（事業等の実施主体当たりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよい）

ことを求めるものとする。

また、事業等の性格、仕組み等に応じて、農業環境規範の実践の促進を事業等実施上の配慮事項、努力事項として位置付けることについても推奨するものとする。

なお、点検に明らかな不備があると考えられる場合等においては、事業等の実施主体等は、農業者の点検結果に係る事実を確認するなど、農業者における状況の改善が促進されるよう努めることが望ましい。

(4) 地域農業等の状況に応じた農業環境規範の推進

農業環境規範は、我が国農業生産全体の現状を勘案し、様々な農業生産の様態を通じて基本的と考えられる取組をとりまとめたものである。都道府県等が、地域の環境や農業生産の状況を踏まえ、農業環境規範と同等以上のものを策定すること等についても推奨するものとする。

2 適切で効果的・効率的な施肥を円滑に確保するための条件整備について

施肥については、これまでも「環境保全型農業推進対策の効果的な実施、地力増進対策の円滑な推進及び適正な施肥の指導の徹底について」（平成7年4月1日付け7農蚕第1780号農蚕園芸局長通知）等を発出し、適切な施肥の実施を確保するため

の考え方として、都道府県が策定する施肥基準^(注)について環境への配慮の視点を含んだ見直しを行うこと、施肥基準に基づく施肥を徹底していくことが重要であること等を示し、その推進を図ってきたところである。このため、農業環境規範においては、施肥に関して、都道府県の施肥基準等に則して行うことを基本的な取組として掲げている。

しかしながら、施肥基準の策定状況及びその内容をみると、技術指導者や農業者が施肥に伴う環境負荷低減の取組を適切に行うための基礎資料として必ずしも活用しやすいものになっていない場合がある。施肥基準を一層活用しやすい資料としていくために、都道府県における今後の施肥基準の策定・見直しの際に必要な留意点は、別添2の「施肥基準の策定・見直しの指針」のとおりである。

また、全国レベルにおいては、各都道府県の協力を得て、施肥基準の策定状況等に係る情報提供を強化すること等を通じて、施肥基準の策定・見直しの推進を図ることとする。

^(注) 都道府県が策定している施肥に関する資料は、「施肥基準」という名称のほか、「施肥標準」、「施肥対応」あるいは「栽培指針」など多様であるが、ここでいう施肥基準は、作物別の施肥量、施肥方法の基準等が示されている都道府県の資料全般を指す。

(別添 1)

環境と調和のとれた農業生産活動規範

農業は、自然界の物質循環に依存するとともにこれを増進し、また、生産活動を通じて二次的自然環境を形成するなど、本来、環境と調和した産業である。同時に、環境との調和なしには生産活動自体が長期的に継続できない。我が国農業が将来にわたってその役割を果たし、また、社会全体の持続的な発展に貢献していくためには、我が国農業生産全体において、環境との調和のための基本的な取組が着実に実行されていくことが最も大切である。

農業生産活動においては、Ⅰ又はⅡに示される基本的な取組を実行するとともに、毎年、それぞれの生産活動における実行状況について農業者自らが点検を行い、実行が十分でない場合は改善に努めることが重要である。

なお、この規範は、我が国の農業生産活動における実践状況などを踏まえて随時見直しが行われるものである。

I 作物の生産

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。

2 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

6 新たな知見・情報の収集

環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。

7 生産情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

II 家畜の飼養・生産

1 家畜排せつ物法の遵守

家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）を遵守する。

2 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

3 家畜排せつ物の利活用の推進

循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、污水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域的条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。

4 環境関連法令への適切な対応

循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

6 新たな知見・情報の収集

環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。

(別記様式) 及び (別添 2) … 略